

地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画の変更について

1 変更理由

地方独立行政法人広島市立病院機構が平成28年度から実施する予定の新規事業について、当該事業の内容及び料金を中期計画に定めようとするものである。

(1) 舟入市民病院における重症心身障害児(者)医療型短期入所事業

日常的に医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)の家族の負担軽減を図るため、広島市から舟入市民病院に対し、医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)を受け入れができる医療型短期入所施設として活用したいという要請を受け、市の保健医療福祉施策に協力するという中期計画に基づき、舟入市民病院において医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)を受け入れができる医療型短期入所事業を実施することとし、それに伴う料金を中期計画に定めることとした。

(2) リハビリテーション病院における介護保険法に基づく訪問リハビリテーション事業等

リハビリテーション病院は地域リハビリテーションの拠点施設としての機能を強化するため、リハビリテーション病院及び自立訓練施設を退院・退所した者に対して、在宅療養へのスムーズな移行と継続的な在宅療養の維持を支援することとし、介護保険法に基づく訪問リハビリテーション事業等の実施並びにそれに伴う料金を中期計画に定めることとした。

2 事業の概要

(1) 重症心身障害児(者)医療型短期入所事業

ア 実施施設

舟入市民病院

イ 対象者

重症心身障害児(者)

ウ 内容

4階病棟内の2床で短期入所事業利用者の受入れを行う。

エ 開始時期

平成28年7月1日利用開始予定

オ 料金

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく医療型短期入所サービス費

(2) 介護保険法に基づく訪問リハビリテーション事業等

ア 実施施設

リハビリテーション病院

イ 対象者

リハビリテーション病院を退院又は自立訓練施設を退所した者

ウ 内容

作業療法士又は理学療法士が患者等の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うなど在宅療養の支援を行う。

エ 開始時期

平成28年4月1日

オ 料金

介護保険法の規定に基づく介護報酬

3 変更の内容

新旧対照表のとおり。

地方独立行政法人広島市立病院機構中期計画案 新旧対照表

現 行	変 更																		
前文・第1 (略)	前文・第1 (現行に同じ。)																		
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置																		
1 市立病院として担うべき医療 それぞれの病院の特徴を生かし、他の医療機関との役割分担、連携を図りながら、市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供します。 (1)～(3) (略) (4) リハビリテーション病院・自立訓練施設 脳血管障害や脊髄損傷などによる中途障害者の社会復帰や社会参加を促進するため、高度で専門的な医療と自立のための訓練や相談など生活の再構築のための一貫したりハビリテーションサービスを提供します。また、広島市身体障害者更生相談所と連携して、地域リハビリテーションの推進を図ります。 ア (略) イ 回復期リハビリテーション医療の充実 ・ 365日、切れ目なくリハビリテーション医療が提供できる体制を整備し、より効果的な回復期リハビリテーション医療を提供します。 ・ 広島市民病院、安佐市民病院との患者情報のスムーズな伝達、共有化等による連携の強化を図り、急性期の疾病治療・リハビリテーションから回復期のリハビリテーションまでを連続的・一体的に提供します。 【目標値】	1 市立病院として担うべき医療 それぞれの病院の特徴を生かし、他の医療機関との役割分担、連携を図りながら、市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供します。 (1)～(3) (現行に同じ。) (4) リハビリテーション病院・自立訓練施設 脳血管障害や脊髄損傷などによる中途障害者の社会復帰や社会参加を促進するため、高度で専門的な医療と自立のための訓練や相談など生活の再構築のための一貫したりハビリテーションサービスを提供します。また、広島市身体障害者更生相談所と連携して、地域リハビリテーションの推進を図ります。 ア (現行に同じ。) イ 回復期リハビリテーション医療の充実 ・ 365日、切れ目なくリハビリテーション医療が提供できる体制を整備し、より効果的な回復期リハビリテーション医療を提供します。 ・ 広島市民病院、安佐市民病院との患者情報のスムーズな伝達、共有化等による連携の強化を図り、急性期の疾病治療・リハビリテーションから回復期のリハビリテーションまでを連続的・一体的に提供します。 【目標値】																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成24年度 実績</th> <th>平成29年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)</td> <td>6. 6</td> <td>8. 0</td> </tr> <tr> <td>在宅復帰率 (%)</td> <td>81.3</td> <td>82.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 退院後の患者を中心に継続的なリハビリテーション医療を提供するため、言語外来_____の充実を図ります。</p> <p>ウ～キ (略)</p>	区 分	平成24年度 実績	平成29年度 目標値	患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)	6. 6	8. 0	在宅復帰率 (%)	81.3	82.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成24年度 実績</th> <th>平成29年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)</td> <td>6. 6</td> <td>8. 0</td> </tr> <tr> <td>在宅復帰率 (%)</td> <td>81.3</td> <td>82.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 退院後の患者を中心に継続的なリハビリテーション医療を提供するため、言語外来など在宅療養への支援の充実を図ります。</p> <p>ウ～キ (現行に同じ。)</p>	区 分	平成24年度 実績	平成29年度 目標値	患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)	6. 6	8. 0	在宅復帰率 (%)	81.3	82.0
区 分	平成24年度 実績	平成29年度 目標値																	
患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)	6. 6	8. 0																	
在宅復帰率 (%)	81.3	82.0																	
区 分	平成24年度 実績	平成29年度 目標値																	
患者1人当たりリハビリテーション実施単位数(単位/日)	6. 6	8. 0																	
在宅復帰率 (%)	81.3	82.0																	

現 行	変 更
2～6 (略)	2～6 (現行に同じ。)
第3～第10 (略)	第3～第10 (現行に同じ。)
第11 料金に関する事項	第11 料金に関する事項
1 料金 病院等の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項、第85条第2項若しくは第85条の2第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第2項若しくは第75条第2項	1 料金 病院等の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項、第85条第2項若しくは第85条の2第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第2項若しくは第75条第2項又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号若しくは第53条第2項第1号の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。
_____の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。	_____の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。
(1) 使用料 ア～オ (略) カ 自立訓練施設の使用料 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用の額 キ (略)	(1) 使用料 ア～オ (現行に同じ。) カ 自立訓練施設の使用料及び医療型短期入所サービス費 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用の額 キ (現行に同じ。)
(2) (略)	(2) (現行に同じ。)
2・3 (略)	2・3 (現行に同じ。)
第12 (略)	第12 (現行に同じ。)